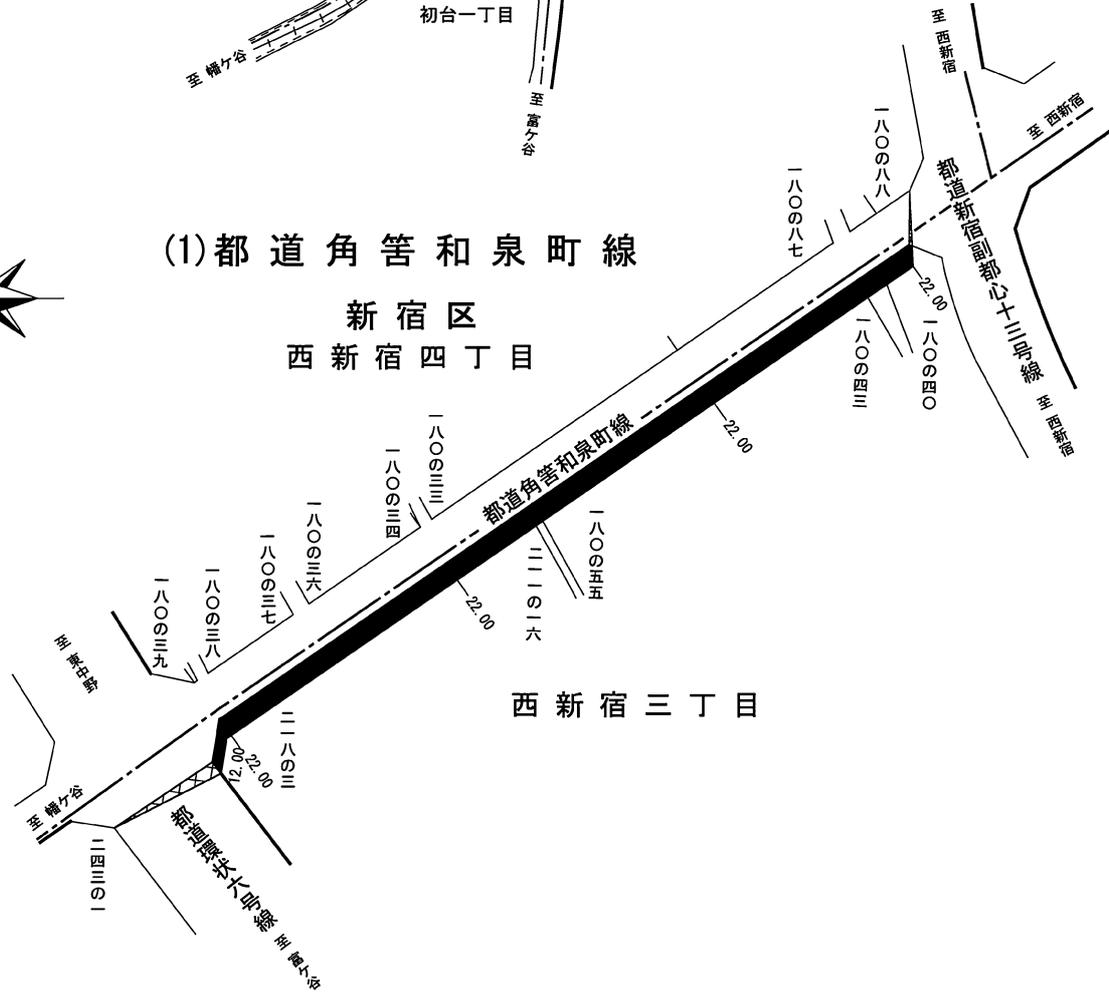


区域変更箇所

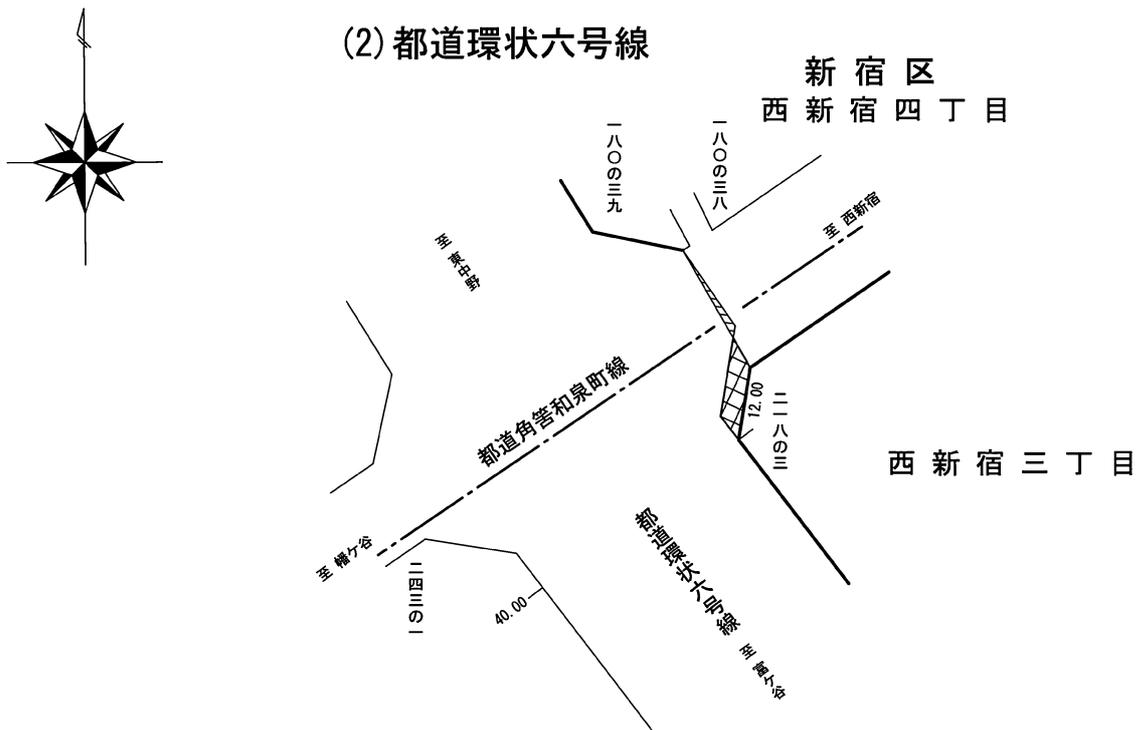
(1) 都道角筈和泉町線

新宿区
西新宿四丁目

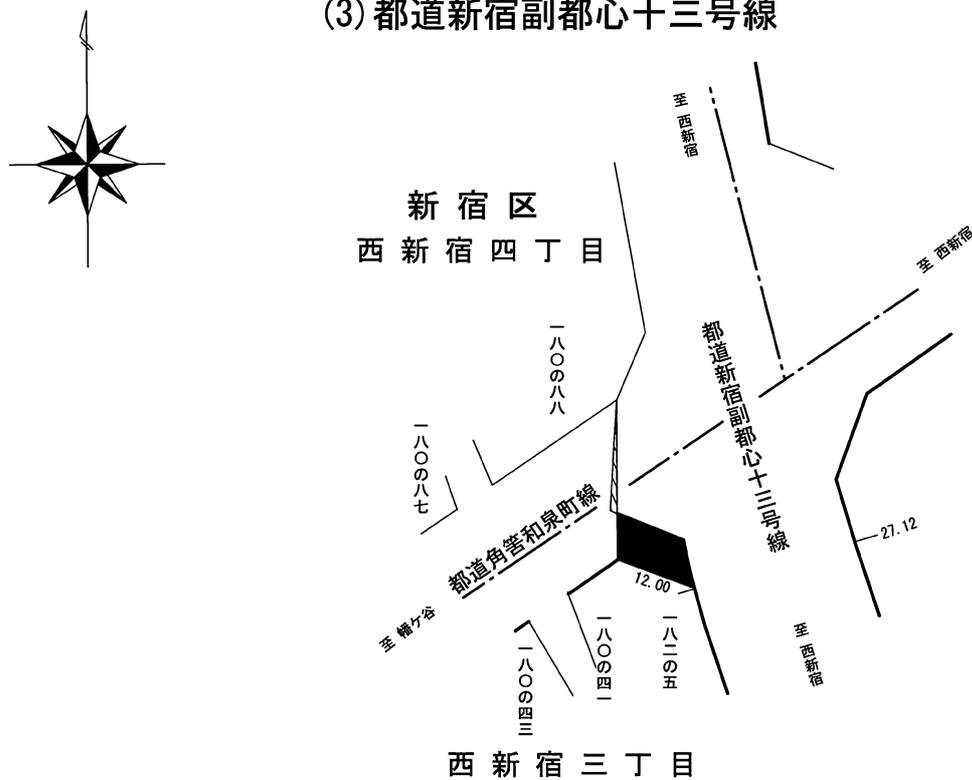


西新宿三丁目

(2) 都道環状六号線



(3) 都道新宿副都心十三号線

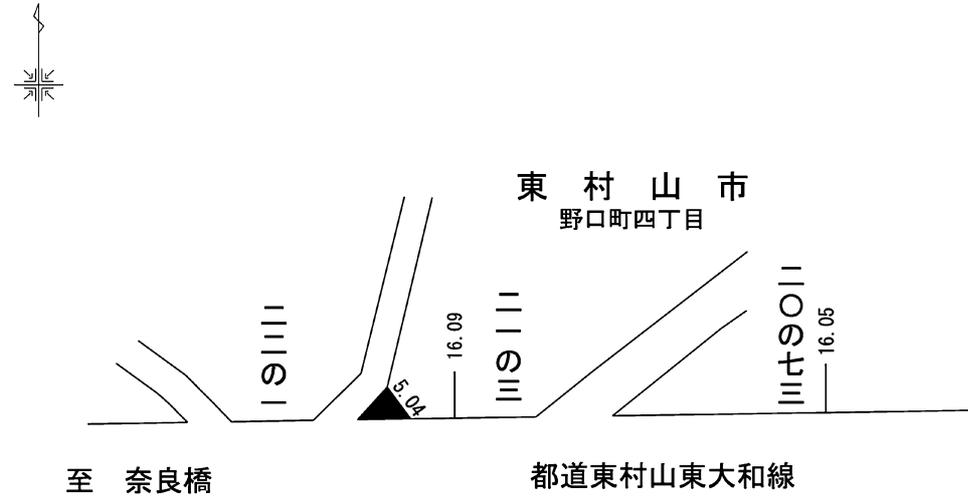
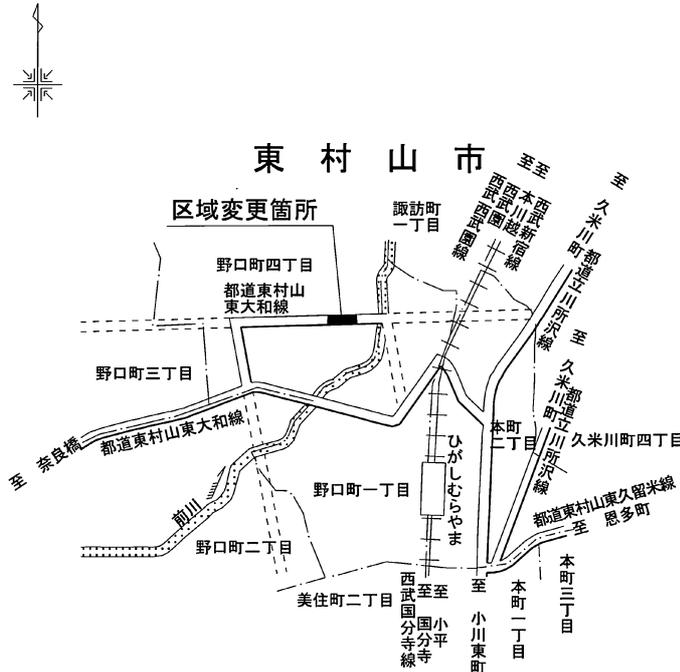


●東京都告示第六十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

別図

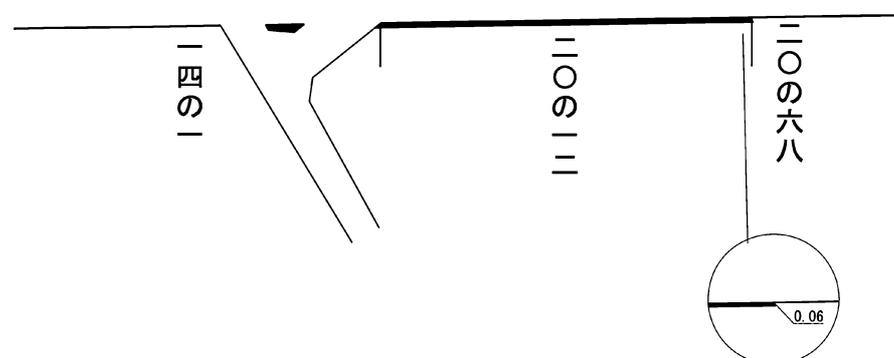
都道東村山東大和線区域変更略図
 東村山市野口町四丁目地内

都道	延長	五六・五八メートル
市道	面積	二〇・六八平方メートル
編入区域	計画線	



至 奈良橋

都道東村山東大和線



その関係図面は、令和六年一月三十日から起算して二週
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和六年一月三十日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 東村山東大和
- 二 変更の区間 東村山市野口町四丁目二十番十二地先から同所十四番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
日本維新の会衆議院東京都第4選挙区支部	石川 雅俊	柳川 直樹	大田区西蒲田7-1-7	R5. 10. 16	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都板橋区第三十五支部	長瀬 達也	山田 博四	板橋区赤塚新町2-2-10	R5. 10. 16	○
自由民主党東京都練馬区第三十六支部	石井 朋子	大沢 一賀	練馬区富士見台1-26-19	R5. 10. 16	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
松下玲子後援会	内田 玲子	藤巻 史代	武蔵野市中町1-2-3	R5. 10. 30	衆議院議員	内田 玲子、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
新しい目黒区政をつくる会	天田 純一郎	桂田 圭介	目黒区八雲5-16-2	R5. 10. 26
市川じゅなサポータークラブ	市川 樹菜	市川 樹菜	港区新橋5-12-7	R5. 10. 12
笠原ともこ後援会	石井 朋子	大沢 一賀	練馬区富士見台1-26-19	R5. 10. 16
継承と改革で新時代の青梅をつくる会	鴨居 孝泰	市川 芳幸	青梅市新町3-5-4	R5. 10. 6
新時代の八王子	滝田 泰彦	滝田 洋子	八王子市三崎町4-11	R5. 10. 2
すぎなみコモンズ	高須 海地	高須 海地	杉並区和泉2-43-12	R5. 10. 24
政策インテリジェンス研究会	別所 直哉	別所 直哉	杉並区荻窪4-2-16	R5. 10. 18
豊島区鈴木隼人後援会	吉村 辰明	丸山 響	豊島区南池袋2-35-7	R5. 10. 20
港区の未来をみんなでつくるプロジェクト	田中 愛	高島 圭子	港区西麻布4-11-28	R5. 10. 23

備考 従来、日本維新の会衆議院東京都第4選挙区支部は総務大臣に届出がされていたが、東京都選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第五号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六

告 示（選）

条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年一月三十日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党青梅総支部	石居 尚郎	会計責任者の氏名	原 隆夫	富永 訓正	R5. 10. 18
参政党東京第10支部	安田 伸	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	参政党東京第10支部 港区赤坂3-4-3	参政党 東京第10支部 港区麻布台2-2-12	R5. 10. 1 R5. 10. 1
参政党東京第15支部	古田 広介	代表者の氏名	古田 広介	奥本 桂也	R5. 10. 12
参政党東京第16支部	浅井 和人	会計責任者の氏名	大津 早香	尾田 秀明	R5. 10. 17
参政党東京第18支部	齋藤 康夫	政治団体の名称 主たる事務所の所在地	参政党東京第18支部 港区赤坂3-4-3	参政党 東京第18支部 港区麻布台2-2-12	R5. 9. 1 R5. 9. 1
参政党東京第23支部	萱田 哲雄	会計責任者の氏名	角井 良二	片岡 渉	R5. 10. 1
参政党東京第24支部	笠間 毅	会計責任者の氏名	玉井 貴子	小澤 学	R5. 10. 16
自由民主党東京都荒川区第八支部	北城 貞治	会計責任者の氏名	野入 納	影山 馨	R5. 10. 10
自由民主党東京都参議院選挙区第六支部	佐山 晃子	会計責任者の氏名	石橋 尚樹	中平 大開	R5. 10. 1
自由民主党東京都福祉支部	小原 孝徳	主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の氏名	墨田区両国2-18-2 小原 孝徳 牧川 亮	新宿区北新宿1-1-15 五十嵐 一弘 千村 啓喜	R5. 9. 14 R5. 9. 6 R5. 9. 6
日本維新の会衆議院東京都第8選挙区支部	南北 ちとせ	主たる事務所の所在地	杉並区西荻北4-5-28	杉並区荻窪5-16-7	R5. 8. 10
立憲民主党東京都第3区総支部	阿部 祐美子	政治団体の名称	立憲民主党東京都第3区総支部	立憲民主党東京都第3区総支部	R5. 10. 26

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体 (その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
晃子会	佐山 晃子	会計責任者の氏名	石橋 尚樹	中平 大開	R5. 10. 1
石川さえだ後援会	石川 小枝	主たる事務所の所在地	北区赤羽台2-3-4	北区赤羽西1-41-5	R5. 10. 4
小倉里枝子後援会	小倉 里枝子	主たる事務所の所在地	港区南麻布1-4-21	港区麻布十番1-8-7	R5. 10. 16

●東京都選挙管理委員会告示第六号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年一月三十日

東京都選挙管理委員会

落合貴之を育てる会	上杉 孝久	主たる事務所の所在地	世田谷区船橋2-1-1	世田谷区世田谷1-12-14	R5. 6. 9
おのみずきと世田谷から行動する会	小林 瑞季	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷1-12-14	世田谷区世田谷1-16-16	R5. 10. 1
		会計責任者の氏名	金井 えり子	岡本 京子	R5. 10. 1
金井えり子と子どもの笑顔をつくる会	金井 えり子	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷1-12-14	世田谷区世田谷1-16-16	R5. 10. 1
		会計責任者の氏名	金井 えり子	岡本 京子	R5. 10. 1
草の根世田谷の会	岩淵 政史	主たる事務所の所在地	世田谷区三軒茶屋1-41-2	世田谷区太子堂2-36-9	R5. 10. 24
		会計責任者の氏名	倉町 優子	宇田露 桜子	R5. 10. 24
久世めぐみ後援会	西田 恵美	主たる事務所の所在地	渋谷区神宮前3-9-8	渋谷区千駄ヶ谷1-11-6	R5. 9. 30
サルサ岩淵後援会	岩淵 政史	主たる事務所の所在地	世田谷区三軒茶屋1-41-2	世田谷区太子堂2-36-9	R5. 10. 24
		会計責任者の氏名	倉町 優子	宇田露 桜子	R5. 10. 24
清家あい後援会	田中 愛	会計責任者の氏名	高島 圭子	田中 愛	R5. 10. 23
政策研究会HONTEN	沢村 正樹	代表者の氏名	沢村 正樹	吉田 茂	R5. 8. 4
		会計責任者の氏名	戸塚 寛之	沢村 正樹	R5. 8. 4
関口江利子とわくわく会議	関口 江利子	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷1-12-14	世田谷区世田谷1-16-16	R5. 10. 1
		会計責任者の氏名	金井 えり子	岡本 京子	R5. 10. 1
世田谷・生活者ネットワーク	高岡 潤子	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷1-12-14	世田谷区世田谷1-16-16	R5. 10. 1
		代表者の氏名	高岡 潤子	山木 きょう子	R5. 10. 1
		会計責任者の氏名	金井 えり子	岡本 京子	R5. 10. 1
高岡じゅん子と歩む会	高岡 潤子	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷1-12-14	世田谷区世田谷1-16-16	R5. 10. 1
		会計責任者の氏名	金井 えり子	岡本 京子	R5. 10. 1
滝田やすひこ後援会	滝田 泰彦	政治団体の名称	滝田やすひこ後援会	都民ファーストの会滝田やすひこ後援会	R5. 10. 16
田中みち子と笑顔を贈る会	田中 康子	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷1-12-14	世田谷区世田谷1-16-16	R5. 10. 1
		会計責任者の氏名	金井 えり子	岡本 京子	R5. 10. 1

練馬・生活者ネットワーク	君垣 圭子	代表者の氏名	君垣 圭子	山口 文江	R5. 10. 1
非常用電源政治連盟	亀下 成彦	主たる事務所の所在地	港区赤坂4-3-9	港区赤坂4-3-7	R5. 10. 18
		会計責任者の氏名	亀下 成彦	牧田 智行	R5. 10. 6
100年先の羽村をつくる会	櫻沢 裕人	主たる事務所の所在地	羽村市緑ヶ丘1-9-36	羽村市五ノ神2-10-9	R5. 10. 17
北城さだはる連合後援会	北城 貞治	会計責任者の氏名	野入 納	影山 馨	R5. 10. 10
ミライ会議	木村 基成	主たる事務所の所在地	大田区蒲田本町1-3-9	西東京市東町2-16-25	R5. 10. 26
和の会	西田 恵美	主たる事務所の所在地	渋谷区神宮前3-9-8	渋谷区本町1-10-3	R5. 9. 30
山本真実を応援する会	山本 真実	主たる事務所の所在地	府中市多磨町2-36-1	府中市住吉町1-44-3	R5. 5. 30
吉川りな後援会	吉川 里奈	主たる事務所の所在地	新宿区山吹町366-1	新宿区山吹町339	R5. 10. 26

備考 非常用電源政治連盟の会計責任者亀下成彦の選任年月日は、令和5年10月18日である。

●東京都選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年一月三十日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都大田区第三十八支部	渡司 幸	R5. 10. 1

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
宇都宮章後援会	加藤 宏	R5. 9. 30
大野まさきサポーターズ	大野 正樹	R5. 10. 31
梶正明後援会	梶 正明	R5. 10. 8
活力ある青梅をめざす会	山崎 勝	R5. 9. 30
奏でる未来の会	上田 奏	R5. 10. 1
きみと歩こう！きみがき圭子の会	君垣 圭子	R5. 9. 30
さがらとしこ後援会	小林 勝美	R5. 9. 30
非常用電源政治連盟	亀下 成彦	R5. 10. 18
ファーストの会参議院東京都選挙区第一支部	荒木 千陽	R5. 10. 1
福島宏紀後援会	土田 サヨ	R5. 9. 30

●東京都選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和六年一月三十日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
高須 海地	都議会議員	すぎなみコモンズ	杉並区和泉2-43-12	R5. 10. 22
西田 恵美	区議会議員	久世めぐみ後援会	渋谷区神宮前3-9-8	R5. 9. 30

●東京都選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年一月三十日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
岩渕 政史	サルサ岩渕後援会	主たる事務所の所在地	世田谷区三軒茶屋1-4-2	世田谷区太子堂2-3-6-9	R5. 10. 24
小倉 里枝子	小倉里枝子後援会	主たる事務所の所在地	港区南麻布1-4-2-1	港区麻布十番1-8-7	R5. 10. 16
金井 えり子	金井えり子と子どもの笑顔をつくる会	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷1-1-2-14	世田谷区世田谷1-1-6-16	R5. 10. 1
小林 瑞季	おのみずきと世田谷から行動する会	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷1-1-2-14	世田谷区世田谷1-1-6-16	R5. 10. 1
櫻沢 裕人	100年先の羽村をつくる会	主たる事務所の所在地	羽村市緑ヶ丘1-9-36	羽村市五ノ神2-10-9	R5. 10. 17
関口 江利子	関口江利子とわくわく会議	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷1-1-2-14	世田谷区世田谷1-1-6-16	R5. 10. 1
高岡 潤子	高岡じゅん子と歩む会	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷1-1-2-14	世田谷区世田谷1-1-6-16	R5. 10. 1
滝田 泰彦	滝田やすひこ後援会	政治団体の名称	滝田やすひこ後援会	都民ファーストの会滝田やすひこ後援会	R5. 10. 16
田中 康子	田中みち子と笑顔を贈る会	主たる事務所の所在地	世田谷区世田谷1-1-2-14	世田谷区世田谷1-1-6-16	R5. 10. 1
吉川 里奈	吉川りな後援会	主たる事務所の所在地	新宿区山吹町3-6-6-1	新宿区山吹町3-3-9	R5. 10. 26

●東京都選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和六年一月三十日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
君垣 圭子	きみと歩こう！きみがき圭子の会	R5. 9. 30

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和六年一月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

認定特定非営利活動法人カタリバ

二 代表者の氏名

今村 久美

三 主たる事務所の所在地

杉並区高円寺南三丁目六十六番三号 高円寺コモンズ

二〇三

四 更新された認定の有効期間

令和五年六月二十五日から令和十年六月二十四日まで

一 名称

特定非営利活動法人コミュニティケアリンク東京

二 代表者の氏名

山崎 章郎

三 主たる事務所の所在地

小平市御幸町百三十一番五号

<p>三鷹市大沢五丁目八百二十六 三鷹市大沢五丁目五百十号</p>	<p>三鷹市下連雀七丁目四百五十四番五の一部 小金井市前原町五丁目八百四十七番一及び八百四十八番三</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 三鷹市下連雀七丁目四百五十四番五の一部 小金井市前原町五丁目八百四十七番一及び八百四十八番三</p>	<p>特定非営利活動法人東京都中途失聴・難聴者協会 代表者の氏名 宇田川 芳江</p>	<p>主たる事務所の所在地 新宿区新宿二丁目十五番二十五―二〇二号 更新された認定の有効期間 令和五年八月七日から令和十年八月六日まで</p>	<p>四 更新された認定の有効期間 令和五年七月二十七日から令和十年七月二十六日まで</p>
<p>一 店舗名 成増名店街ビル</p>	<p>代表取締役 市坪 英俊 代表取締役 市坪 英俊 代表取締役 市坪 英俊</p>	<p>許可を受けた者の住所及び氏名 株並区桃井一丁目二番四号 株式会社コムクラフトホールディングス 代表取締役 市坪 英俊</p>	<p>代表取締役 小寺 一裕 代表取締役 小寺 一裕 代表取締役 小寺 一裕</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。 なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和六年一月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一</p>	<p>番十 有限会社美豊園 代表取締役 海老澤 一典 西東京市芝久保町四丁目二百七十四番四の一部(第二工区) 西東京市東伏見三丁目六番十九号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕 立川市泉町九百三十五番地の二十八 大和ハウス工業株式会社 支配人 稲村 敏伸 あきる野市下代継字東千代里 稲城市長峰三丁目三番地社の二番街三一五〇二 関田 勉</p>
<p>十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番</p>	<p>変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 令和六年三月一日ほか 令和六年一月十二日</p>	<p>変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後九時まで</p>	<p>変更後の来店客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間</p>	<p>変更後の閉店時刻 午後十一時</p>	<p>二 店舗所在地 板橋区成増二丁目二十一番二号 三 設置者名 株式会社ドン・キホーテ 四 設置者住所 目黒区青葉台二丁目十九番十号 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 敷地北側ほか 三百二十台 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 敷地北側ほか 九百十五台 七 変更前の開店時刻 午前七時 八 変更後の開店時刻 二十四時間ほか 九 変更前の閉店時刻 午後十一時 十 変更後の閉店時刻 二十四時間ほか 十一 変更前の来店客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時三十分から午後十一時三十分まで</p>

十八 縦覧期間

一号)

令和六年一月三十日から同年五月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十九 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

